

平成 24 年度 村山ものづくり価値創造支援事業募集(第 2 次追加募集)のご案内

1 趣 旨

村山地域で事業を行っている企業等がグループを組織し、当該グループが行う付加価値の高い新商品の開発力の強化に取り組む活動を支援し、ものづくりにおける新たな価値作りの強化を図り、村山地域の産業の振興を図ることを目的として参加するグループを募集します。

2 募集事業

この要領により募集する事業は次の事業とします。

(1) 売れるものづくり支援事業

新たな商品開発又は既製品の改良のための、企画・設計、試作品等の開発

3 事業の補助対象経費及び補助率、採択予定件数

補助の対象となる経費は下表のとおりとし、補助率は補助対象経費の 2 分の 1 以内

補助金の上限額は 30 万円

採択予定件数 2 件

事業区分	補助対象経費
売れるものづくり支援事業	原材料費、機械装置・工具器具費（5 万円以上の備品は除く）、外注加工費、講師に係る謝金・旅費、使用料（会議室等賃借料、機器のレンタル料）、活動旅費

4 事業期間

補助金の交付決定日から平成 25 年 3 月 31 日まで

5 応募できる企業

応募できる企業(事業者)グループは次のとおり

(1) 村山インダストリー倶楽部会員

但し、グループ内に会員以外の県内企業が含まれても応募は可能

(2) 県内企業であること。

(3) 次のいずれかに該当する企業（グループ内も含む）は対象とならない。

① 暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある企業

② 受付期限内に、山形県が発注する工事または製造の請負、業務の委託、物品の調達その他の契約に係る競争入札について、指名停止措置を受けている企業

6 応募方法

(1) 提出書類（各 1 部を提出）

① 応募用紙（様式 1 号）、② 事業計画書（様式 2 号）、③ 収支予算書（様式 3 号）、

④ 事業工程表（様式 4 号）、⑤ 企業案内パンフレット等その他事業内容の分かるもの

(2) 書類の提出先、募集期間

① 応募用紙に必要事項を記載し、必要書類を添付のうえ、村山総合支庁産業経済部産業経済企画課（商工労政担当）に提出

② 応募期間は平成 24 年 9 月 3 日(月)から平成 24 年 9 月 28 日(金)までの期間とし、応募期間最終日の午後 5 時までには到着したものを有効とする。なお、期限までに応募が無い場合又は採択件数が予定に満たない場合は、応募期間を延長し随時に受け付けを行うことがある。

③ 応募用紙(様式 1 号～4 号)は、村山総合支庁で受け取れます。

7 事業の決定

(1) 選考方法

提出書類により村山総合支庁において審査し、予算の範囲内で事業の採択を決定
必要に応じて事業内容を説明を求めることがある。

(2) 審査基準

審査基準（優先度）は以下のとおり

- ① 事業内容の熟度が高く、補助事業の実施が確実であること。
- ② 事業内容の新規性、独創性が高いこと。
- ③ 補助事業の実施により新たな市場や産業が創出されるなど、地域産業の活性化に高い効果があること。
- ④ 補助事業の実施に必要な技術的能力（研究機関等からの技術的支援を含む）を有すること。
- ⑤ 補助事業を的確に遂行するのに必要な費用のうち、自己負担分の調達が確実に見込まれること。
- ⑥ 補助事業の経理その他の事務についての的確な管理体制及び処理能力を有すること。

(3) 結果の通知

審査結果については、応募のあった企業（代表企業）に通知する。

8 その他の留意事項

- (1) 提出された書類は、原則としてお返しいたしませんのでご注意ください。
- (2) 審査の段階で補助対象経費を調整させていただく場合があります。
- (3) 提出された書類内容等について確認をさせていただく場合がありますので、担当者の連絡先については平日でも連絡がとれるものを記載願います。
- (4) 事業採択された企業は、別途、補助金交付申請書類の提出のほか、事業実施に伴う各種調査、報告等の必要がありますのでご了承願います。
- (5) 事業採択された企業は、必要に応じて、補助金の概算払いを受け取ることができる。

9 事務・事業の流れ

- ① 応募 平成 24 年 9 月 3 日～平成 24 年 9 月 28 日（産業経済企画課で審査し、事業の採択を決定）
- ② 交付申請 審査結果通知書に交付申請期限を指定します。
・事業採択グループの代表は、指定期限までに村山総合支庁産業経済企画課に補助金交付申請を提出してください。（審査のうえ補助金の交付決定を行う）
- ③ 事業実施 交付決定から平成 25 年 3 月 31 日まで
・平成 25 年 3 月 31 日までに実施する事業に係る経費が補助対象（交付決定前に支出した費用は、補助対象になりません）。
- ④ 事業実施状況報告 事業実施期間中、事業の実施状況について報告してください。
- ⑤ 実績報告 事業実施完了後 15 日又は平成 25 年 4 月 15 日のいずれか早い日まで
・事業完了後、グループの代表は、実績報告書を提出してください。
- ⑥ 補助金の支払 平成 25 年 5 月下旬
・グループの代表企業に対し補助金を支払います。

10 問い合わせ先等

山形県村山総合支庁産業経済部産業経済企画課(商工労政担当)

〒990-2492 山形市鉄砲町二丁目19-68 TEL:023-621-8443、FAX:023-621-8445